

令和3年度 山形市住宅リフォーム総合支援事業 【県市補助】

★「移住世帯」、「空き家バンク登録空き家」、「豪雨被災住宅」、「健康住宅認証を受けた改修工事」による申し込みの方を優先して補助します

☆補助額

1. 【一般世帯】

工事に要する経費（消費税込み）の**20%**（**24万円限度：千円未満切捨て**）

2. 【移住世帯】【新婚世帯】【子育て世帯】

工事に要する経費（消費税込み）の**33%**（**30万円限度：千円未満切捨て**）

☆募集期間・受付会場（いずれも、午前8時30分から午後5時15分まで）

○第1回目：令和3年4月19日（月）から4月23日（金）・701B会議室（7階）

○第2回目：令和3年7月5日（月）から7月9日（金）・701A会議室（7階）

※ 募集期間に補助申請額が上記1と2それぞれの予算額を超えた場合は、いずれも公開で抽選を行い、補助予定者を決定いたします。先着順ではありません。

ただし、「移住世帯」、「空き家バンク登録空き家」、「豪雨被災住宅」、「やまがた健康住宅認証を受けた改修工事」による申し込みの方は、**抽選によらずに優先して補助予定者**といたします。

☆申請できる方

山形市民でリフォーム工事を行う住宅又は空き家バンク登録空き家を所有し、（二親等までの親族を含む）かつ、当該住宅に居住する者。（実績報告までに住民登録することが条件。その場合は実績報告時に転居後の住民票の写しの添付が必要）また、市税等の滞納がないことが条件です。

☆「移住世帯」「空き家バンク登録空き家」「豪雨被災住宅」「健康住宅認証を受けた改修工事」について

○「移住世帯」とは

平成28年4月1日以降に山形県外から山形市内に転入した又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、平成28年3月31日までの間に山形市内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を山形市へ提出した世帯員がいる世帯

○「空き家バンク登録空き家」とは

山形市空き家バンク実施要綱で定める空き家バンクに登録された空き家で、令和2年4月1日以降に売買により個人が取得し、かつ、自らが居住することとなるもの（取得後、既に居住している場合を含む。）

○「豪雨被災住宅」とは

令和2年7月豪雨により罹災証明書を交付された住宅

○「健康住宅認証を受けた改修工事」とは

山形県で実施する「やまがた健康住宅」認証制度により認証を受けた改修工事

○新婚世帯：補助事前申込み日において、婚姻届出から5年以内である世帯

○子育て世帯：平成15年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯

☆対象となる住宅

山形市内にある、ご自分がお住まいの戸建て・集合住宅の自己専有部分又は上記の空き家バンク登録空き家。

また、過去にこの事業による補助を受けていない建物等（敷地内）であることが条件です。（豪雨被災住宅を除く。）

☆対象となる工事

家屋の修繕、補修、模様替え及び増築等の工事（**別棟の車庫・物置並びに門・塀等の新たな設置工事を除く。**）で、次の全ての条件を満たすものです。

1. 建築基準法及び関連する法令に適合するもの。
2. 指定する補助要件工事（下記の 6 区分。詳細は「**別表 1**」参照）を含むもので、工事基準点が 10 点以上かつ工事費用が 50 万円以上のもの。又は、指定する補助要件工事を含むもので、工事基準点が 5 点以上かつ工事費用が 5 万円以上 50 万円未満のもの。
①新・生活様式対応工事 ②減災・耐震部分補強 ③寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策）
④バリアフリー化 ⑤克雪化 ⑥県産木材使用
※ 増築部分で実施される別表 1 の「2-1」、「2-2」、「2-4」、「2-5」、「2-6」、「3-1」、「3-2」、「3-4」、「4-1」から「4-9」、「5-1」、「5-2」に掲げる工事は、要件工事に該当しません。
3. 施工業者が、山形県内に本社や本店があり山形市内に事業所や支店がある法人、又は個人事業主であるもの。
4. 同一工事で、山形市や国が実施する他の補助金等（「山形市在宅介護支援住宅改修認定事業」、「山形市木造住宅耐震改修補助事業」、「介護保険住宅改修費支給制度」等）を受けないもの。（対象工事が明確に分けられていれば併用可能。）
5. **補助金の交付決定後に工事請負契約を締結**し、工事完了後速やかに実績（完了）報告書を提出できること。実績（完了）報告書の最終期限は**令和 4 年 2 月 1 5 日**です。
※最終期限までに実績（完了）報告書を提出できなかった際は、補助金が交付されないため、ご注意ください。

☆必要な持ち物

- 山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助事前申込書(受付会場に用意しております。)
- 家屋の平面図の写し（全ての階）
- リフォーム計画図と見積書の写し（作成業者の捺印があるもの）
- 代理人が手続きをする場合は委任状
- 「移住世帯」による申し込みの場合は住民票（世帯全員）の写し及び「移住世帯」で東日本大震災の被災地(岩手、宮城、福島)からの移住による申し込みの場合は戸籍の附票の写し
- 「空き家バンク登録空き家」による申し込みの場合は、空き家バンクへの登録が分かる書類及び売買契約書の写し
- 「豪雨被災住宅」による申し込みの場合は、罹災証明書の写し
- 「やまがた健康住宅認証を受けた改修工事」による申し込みの場合は、県が交付する設計適合証
- ※ 提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な方はあらかじめ控えをお取りください。
- ※ 郵送での申し込みはできません。

☆当選された後（補助金交付申請時）に必要な書類

1. 山形市住宅リフォーム総合支援事業補助金交付申請書 ※当選者に郵送します。
2. チェックシート ※当選者に郵送します。
3. 工事基準点算出表 ※当選者に郵送します。
4. 世帯全員（同居の親世帯、子世帯等）分の住民表の写し（市役所 1 階の市民課窓口で発行）
5. 資産証明書（市役所 2 階の税務証明窓口 2 3 番で発行）
6. 納税証明書（令和 2 年度分）（市役所 2 階の税務証明窓口 2 3 番で発行）
7. リフォーム工事計画図（平面図、立面図、屋根伏図など）及び住宅の平面図（全ての階）の写し
8. リフォーム工事費見積書の写し
9. 県産木材使用が要件工事になっている場合、木材の数量計算書 ※当選者に郵送します。
10. 新婚世帯によるリフォーム等工事を行う場合にあっては、戸籍全部事項証明書
11. 工事前写真（家屋全体と施工箇所）

☆ご利用にあたっての注意事項

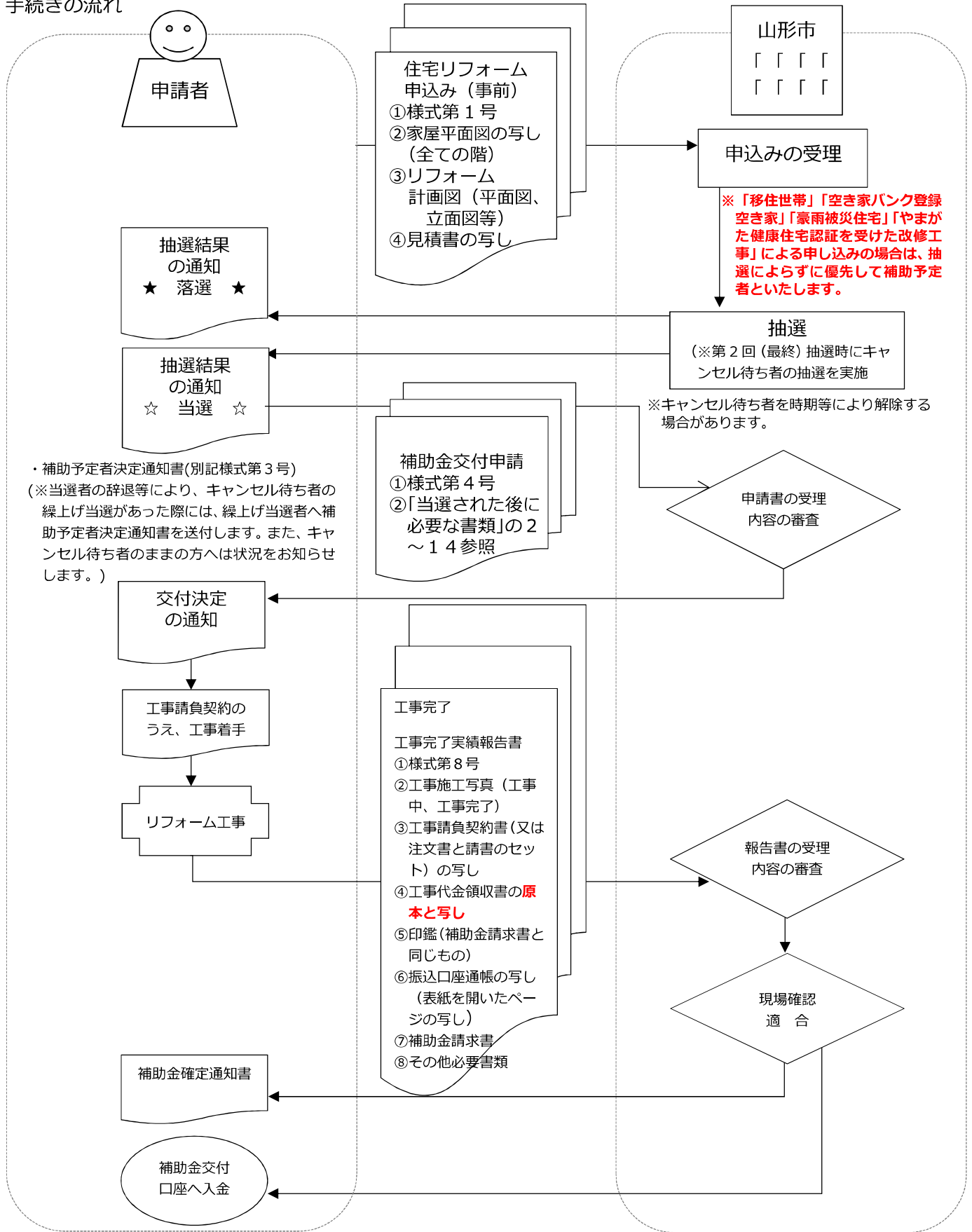
1. 工事は山形市から「**補助金交付決定通知書**」が届いてから、施工業者と工事請負契約等を締結して着手して下さい。（交付決定通知前の手付け金等は補助対象外になります。）
※ 着手済みの工事や工事開始後に追加となった工事は対象になりません。
2. 補助金の交付額は、リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の内容を比較し、低いほうの金額で最終的な補助金額を決定します。
3. 併用住宅(店舗、事務所等)の場合は居住部分のみ、マンションの場合は居住専用部分のみが対象。

別表 1

要件工事及び基準点算出表 (チェックリスト)

区分	番号	工事内容	基準点	数量 (単位)	工事点	
新・生活様式対応工事	1-1	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	5点/箇所	箇所	点	
	1-2	住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
	1-3	タッチレス水栓器具を設置する工事	5点/箇所	箇所	点	
	1-4	通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
	1-5	自動開閉式便座に取り替える工事	8点/箇所	箇所	点	
	1-6	テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
減災・耐震部分補強	2-1	住宅の既存部分にある壁 (幅 90 cm以上のものに限る。) を筋かい、構造用合板等で補強する工事	10点/箇所	箇所	点	
	2-2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所	箇所	点	
	2-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
	2-4	主要構造部の柱を補強し、又は増設する工事	10点/箇所	箇所	点	
	2-5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	箇所	点	
	2-6	柱、梁又は筋かいの接合金物を増設する工事	5点/箇所	箇所	点	
寒さ対策・断熱化 (ヒートショック対策)	3-1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点	
	3-2	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所	箇所	点	
	3-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点	
	3-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m	m	点	
	3-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
バリアフリー化	4-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m	m	点	
	4-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
	4-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
		(1) 浴室の床面積を増加させる工事	10点/m	m	点	
		(2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点	
		(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点	
	4-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
		(1) 便所の床面積を増加させる工事	10点/m	m	点	
		(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点	
	4-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事				
		(1) 長さ 100 cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	m	点	
	4-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事 (勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)				
		(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差を解消し、又は段差を小さくするもの	10点/m	m	点	
4-7	(2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m 又は2点/箇所	m 箇所	点		
	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの					
	(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点		
	(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点		
	(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事					
	ア 戸に開閉のための動力装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点		
	イ 戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点		
ウ ア及びイ以外のもの	2点/箇所	箇所	点			
4-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m	m	点		
4-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点		
克雪化	5-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
		(1) 雪下ろし作業用命綱 (安全带) を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点	
		(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事				
	ア 雪止の累計が5m未満	5点/箇所	箇所	点		
	イ 雪止の累計が5m以上	10点/箇所	箇所	点		
(3) 固定式ハンゴを設置し、又は取り替える工事	5点/1階分	階	点			
5-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの					
	(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点		
	(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点		
(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点			
5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点		
県産木材使用	6-1	住宅に県産木材の認証合板又は県産木材 (「やまがた県産材集材」を含む。) を使用した工事	2.5点/0.1 m	m	点	
				部分は1 m、1 m 又は0.1 m 未満は切捨て	合計	点

手続きの流れ



☆☆ お問合せ先 ☆☆

山形市まちづくり政策部 建築指導課 (市役所 9 階) 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3 番 2 5 号

☎ 0 2 3 - 6 4 1 - 1 2 1 2 内線 4 7 6 ・ 4 7 8 ・ 4 7 9